

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、小豆島町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）養生場池地区）を行うことについて平成25年7月31日適当と決定した。

その関係書類を小豆島町農林水産課において平成25年8月30日から同年9月19日まで縦覧に供する。

平成25年8月23日

香川県知事 浜 田 恵 造